

三原市平成30年7月豪雨に伴う災害関連死認定基準

1 「災害関連死」の認定

平成30年7月豪雨に伴う災害（以下「災害」という。）により、「死亡原因となった疾病」が発病（発症）し、又は悪化したことにより、災害が発生しなければその時期に死亡することはなかったと認められる場合は、災害と死亡との間に因果関係があると判断し、「災害関連死」として認定するのが相当である。

2 災害と死亡との因果関係が認められる場合

（1）環境の激変

次のような環境の激変があった場合に、災害と死亡との間に因果関係があると判断することが相当である。

- ① 医療機関の機能停止（転院を含む。）による初期治療の遅れ、治療（服薬を含む。）の中断及び既往症の悪化
- ② 交通事情等による治療の遅れ
- ③ 社会福祉施設等の介護機能の低下
- ④ 電気、ガス、水道等の途絶、避難所等生活の肉体的・精神的負担
- ⑤ 被災のショック、生活不安による肉体的・精神的負担
- ⑥ 救助・救護活動等の激務
- ⑦ 多量の塵灰の吸引

（2）自殺

次のいずれの要件も満たすことにより、災害による精神障害を発病（発症）し、又は悪化したと認められる者が自殺で亡くなった場合には、当該自殺について災害と死亡との間に因果関係があると判断することが相当である。

- ① 国際疾病分類第10回修正版（ICD-10）に分類される精神障害が発病（発症）し、又は悪化していること。
- ② 災害による強い心理的負荷が認められ、災害後、相当の期間内に発病（発症）し、又は悪化していること。
- ③ 災害以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病（発症）し、又は悪化したとは認められないこと。

3 災害と死亡との因果関係が認められない場合

次のような場合は、災害と死亡との間に因果関係がないと判断しうる。

- （1）災害により、「死亡原因となった疾病」が発病（発症）し、又は悪化した後、疾病

が改善したものの、その後、明らかに災害の影響とは無関係な要因によって悪化・再発した場合

- (2) 災害の前から重篤であった既往症が「死亡原因となった疾病」であり、災害により死期を早めたと医学的に判断できない場合
- (3) 災害後に、災害とは明らかに別の原因で発病（発症）した疾病が原因で死亡した場合
- (4) 本人・家族等の対応により、「死亡原因となった疾病」が発病（発症）し、又は悪化した場合
- (5) 偶然による事故
 - (例)・ 災害後に屋根の修理中に誤って転落して死亡
 - ・ 地面の凹凸等による転倒で死亡

4 因果関係の判断にあたっての留意事項

- (1) 「被災のショック、生活不安による肉体的・精神的負担」については、「死亡原因となった疾病」への影響を医学的に判断するのが望ましい。
- (2) 「疾病の改善」については、病状や生活環境等を勘案し、医学的に判断する。
- (3) 「死亡原因となった疾病」が肺炎、心筋梗塞、心不全、脳梗塞、癌等の場合は、災害との関連を次のとおり判断する。
 - ① もともとのハイリスク者（高血圧・高脂質・持病等）が、災害以外の要因により発病（発症）又は悪化した場合は、既往症の程度や内容を慎重に検討し、因果関係の有無について判断する。
 - ② 高齢等でもともと衰弱しており、災害がなくても同様の経過によって、同時期に死亡したものと考えられる場合は、因果関係がないと判断する。
- (4) 「本人・家族等の対応」について、次のような場合は、災害と死亡との間に因果関係がないと判断する。
 - ① 本人・家族が、適切な医療を受ける必要性を認識し、適切な医療を受けることが可能であったにもかかわらず、医療を受けることを怠った場合
 - ② 医療機関等が、必要な医療行為等適切な措置をとらないなど重大な過失が認められる場合（被災直後の医療機関等の機能停止の場合を除く。）